

経済産業省

20220518 貿 局 第 1 号
輸出注意事項2022第20号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達（令和4年1月17日付け20220106貿局第1号・輸出注意事項2022第1号）の一部を改正する通達等を次のように制定する。

令和4年5月30日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達（令和4年1月17日付け20220106貿局第1号・輸出注意事項2022第1号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

1. 別紙1から4は、令和4年7月1日から施行する。
2. 別紙5及び6は、公布の日から施行する。
3. この規程による改正前の様式は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達（令和4年1月17日付け20220106貿局第1号・輸出注意事項2022第1号）

改 正 案	現 行
<p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>契約書の写し</u> 1通</p> <p>(注) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) <u>(b) の書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却する。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>契約書</u> 1通</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は(d)の証明書を併せて提出するものとする。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) <u>(b) の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書1通(ただし、(b) の書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却する。)</u></p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <u>証 明 書</u> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <u>経済産業大臣 殿</u> </div>

<p>(以下、略)</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1198 97 2123 140"><p>申請者</p></td></tr><tr><td data-bbox="1198 140 2123 199"><p>氏名又は名称</p></td></tr><tr><td data-bbox="1198 199 2123 242"><p>及び代表者の氏名</p></td></tr><tr><td data-bbox="1198 242 2123 285"><p>住所</p></td></tr><tr><td data-bbox="1198 343 2123 430"><p><u>本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私(当社)が保有する原本と相違ないことを証明します。</u></p></td></tr><tr><td data-bbox="1198 486 2123 694"><p><u>書類名及び書類番号等</u></p></td></tr></table> <p>(以下、略)</p>	<p>申請者</p>	<p>氏名又は名称</p>	<p>及び代表者の氏名</p>	<p>住所</p>	<p><u>本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私(当社)が保有する原本と相違ないことを証明します。</u></p>	<p><u>書類名及び書類番号等</u></p>
<p>申請者</p>							
<p>氏名又は名称</p>							
<p>及び代表者の氏名</p>							
<p>住所</p>							
<p><u>本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私(当社)が保有する原本と相違ないことを証明します。</u></p>							
<p><u>書類名及び書類番号等</u></p>							

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達（令和4年1月17日付け20220106貿局第1号・輸出注意事項2022第1号）

改 正 案	現 行
<p>I.・I-2. (略)</p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 注意事項</p> <p>(1) 最終用途誓約書について</p> <p>① (略)</p> <p>② 需要者等の誓約書については、<u>当該誓約書の写しを1通提出してください。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>III. 許可後の手続き</p> <p>1. 貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①・② (略)</p> <p>③提出書類一覧</p> <p>(イ)～(へ) (略)</p> <p>(ト) 再輸出・再販売等の相手方の誓約書（別記1の(カ)の内容のもの）の写し1通</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>削除</u></p>	<p>I.・I-2. (略)</p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 注意事項</p> <p>(1) 最終用途誓約書について</p> <p>① (略)</p> <p>② 需要者等の誓約書については、<u>当該誓約書の写し及び別記1(ナ)の原本証明書を各1通提出してください。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>III. 許可後の手続き</p> <p>1. 貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①・② (略)</p> <p>③提出書類一覧</p> <p>(イ)～(へ) (略)</p> <p>(ト) 再輸出・再販売等の相手方の誓約書（別記1の(カ)の内容のもの）の写し1通</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>(ロ)の事前同意相談要請書及び(ト)の誓約書の写しについては、別記1(ナ)の原本証明書(1通)を提出ください。</u></p>

<p>(注3)～(注11)(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>⑥ 当該製品の輸出先又は販売先の誓約書(別記1の(カ)の内容のもの)の写し1通</p> <p>(注1)(略)</p> <p>(注2) <u>削除</u></p> <p>(注3)～(注9)(略)</p> <p>(3)(略)</p> <p>3. 誓約書の変更に関する事前同意手続</p> <p>(略)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①～④(略)</p> <p>⑤ 需要者等の誓約書(別記1の(カ)の内容のもの)の写し1通</p> <p>(注1)(略)</p> <p>(注2) <u>削除</u></p> <p>(注3)～(注7)(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>4. (略)</p> <p>IV (略)</p> <p>V. 申請書及び添付書類の郵送による提出等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 郵送に際しての留意事項</p>	<p>(注3)～(注11)(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>⑥ 当該製品の輸出先又は販売先の誓約書(別記1の(カ)の内容のもの)の写し1通</p> <p>(注1)(略)</p> <p>(注2) <u>②の事前同意相談要請書及び⑥の誓約書については、別記1(ナ)の原本証明書(1通)を提出ください。</u></p> <p>(注3)～(注9)(略)</p> <p>(3)(略)</p> <p>3. 誓約書の変更に関する事前同意手続</p> <p>(略)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①～④(略)</p> <p>⑤ 需要者等の誓約書(別記1の(カ)の内容のもの)の写し1通</p> <p>(注1)(略)</p> <p>(注2) <u>⑤の誓約書については、別記1(ナ)の原本証明書(1通)を提出してください。</u></p> <p>(注3)～(注7)(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>4. (略)</p> <p>IV (略)</p> <p>V. 申請書及び添付書類の郵送による提出等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 郵送に際しての留意事項</p>
---	--

(1)・(2) (略)

(3) 需要者等の誓約書については、別記1 (カ) に基づき提出してください。

3. ～6. (略)

別表1～別表3 (略)

別表4 提出書類一覧

1. 注意事項

(1)・(2) (略)

(3) 2【貨物 (別表1に対応)】提出書類AからF及び3【技術 (別表2に対応)】提出書類TAからTEについて、必要に応じて以下の書類も添付すること。

①～③ (略)

④ 削除

⑤・⑥ (略)

(4)・(5) (略)

2.・3. (略)

別表5・別表6 (略)

別記1 提出書類の記載要領

(ア) (略)

(イ) 契約書等の写し

輸出者から最終需要者までの一連の契約書等 (許可申請時に最終需要者が確定していない場合は、輸入者等までの契約書等) の写しを提出すること。

(1)・(2) (略)

(3) 許可申請書類等のうち、契約書等は当該書類の写しを提出することとし、原本の提出は要しないこととします。ただし、別記1 (ナ) の原本と相違ない旨を誓約した証明書を提出してください。

なお、需要者等の誓約書については、別記1 (カ) に基づき提出してください。

3. ～6. (略)

別表1～別表3 (略)

別表4 提出書類一覧

1. 注意事項

(1)・(2) (略)

(3) 2【貨物 (別表1に対応)】提出書類AからF及び3【技術 (別表2に対応)】提出書類TAからTEについて、必要に応じて以下の書類も添付すること。

①～③ (略)

④ 原本証明書 (別記1 (ナ))

⑤・⑥ (略)

(4)・(5) (略)

2.・3. (略)

別表5・別表6 (略)

別記1 提出書類の記載要領

(ア) (略)

(イ) 契約書等の写し及び (ナ) の原本証明書

輸出者から最終需要者までの一連の契約書等 (許可申請時に最終需要者が確定していない場合は、輸入者等までの契約書等) の写しを提出すること。

なお、輸入者から最終需要者に至る一連の契約書等 (価格が判別できないものも含む。) については、原本証明書は不要とする。

(注1)～(注3) (略)

(ウ)～(オ) (略)

(カ) 需要者等の誓約書等の写し

(a)・(b) (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出してください。

なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却します。

(注4) (略)

(キ)～(ト) (略)

(ナ) 削除

(二)～(ハ) (略)

別記2～別記5 (略)

様式1～様式9 (略)

様式10 削除

(注1)～(注3) (略)

(ウ)～(オ) (略)

(カ) 需要者等の誓約書の写し

(a)・(b) (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 最終需要者の誓約書の写しについては、(ナ)の原本証明書(1通)

を提出してください。

(注4) (略)

(キ)～(ト) (略)

(ナ) 原本証明書

当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書。許可申請(郵送により提出する場合も含む)の際は様式10を、事前同意手続きの際は様式11を用いること。複数の手続きに係る原本証明を行うときは、宛名が同じものについては1通にまとめることができる。

(二)～(ハ) (略)

別記2～別記5 (略)

様式1～様式9 (略)

様式10

年 月 日

証 明 書

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称及

び代表者の氏名

住 所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私(当社)が

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」の一部を改正する通達の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」の一部を改正する通達（令和4年1月17日付け20220106貿局第1号・輸出注意事項2022第1号）

改 正 案				現 行			
1～3（略）				1～3（略）			
4 申請手続き				4 申請手続き			
(1)（略）				(1)（略）			
(2) 申請に必要な書類				(2) 申請に必要な書類			
1) 核兵器等				1) 核兵器等			
① 貨物の輸出等について				① 貨物の輸出等について			
A 1. の(4)の1)①又は(5)①に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く)				A 1. の(4)の1)①又は(5)①に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く)			
	申請書・添付書類	通数	記載要領		申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)				(略)			
ウ	契約書等の写し (取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。(例えば注文書等))	1通	提出書類通達の別記1(イ)に従うこと。	ウ	契約書等の写し及び原本証明書(書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書をいう。以下同じ。) (取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。(例えば注文書等))	各1通	提出書類通達の別記1(イ)及び(ナ)に従うこと。
(略)				(略)			
B (略)				B (略)			
② 技術の提供を目的とする取引について				② 技術の提供を目的とする取引について			
A 1. の(4)の1)②又は(5)②に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く)				A 1. の(4)の1)②又は(5)②に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く)			
	申請書・添付書類	通数	記載要領		申請書・添付書類	通数	記載要領

(略)			
オ	取引の事実を証する書類の写し (契約書、オーダーシート等)	1通	提出書類通達の別記1(イ)に従うこと。
(略)			

B (略)

③・④ (略)

2) 通常兵器

① 貨物の輸出等について

A 1. の(4)の2)①に該当する申請の場合

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
ウ	契約書等の写し (取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。(例えば注文書等))	1通	提出書類通達の別記1(イ)に従うこと。
(略)			

B (略)

② 技術の提供を目的とする取引について

A 1. の(4)の2)②に該当する申請の場合

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
オ	取引の事実を証する書類の写し (契約書、オーダーシート等)	1通	提出書類通達の別記1(イ)に従うこと。
(略)			

(略)			
オ	取引の事実を証する書類の写し及び 原本証明書 (契約書、オーダーシート等)	各1通	提出書類通達の別記1(イ)及び(ナ)に従うこと。
(略)			

B (略)

③・④ (略)

2) 通常兵器

① 貨物の輸出等について

A 1. の(4)の2)①に該当する申請の場合

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
ウ	契約書等の写し及び原本証明書 (取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。(例えば注文書等))	各1通	提出書類通達の別記1(イ)及び(ナ)に従うこと。
(略)			

B (略)

② 技術の提供を目的とする取引について

A 1. の(4)の2)②に該当する申請の場合

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
オ	取引の事実を証する書類の写し及び 原本証明書 (契約書、オーダーシート等)	各1通	提出書類通達の別記1(イ)及び(ナ)に従うこと。
(略)			

<p>B (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(以下、略)</p>	<p>B (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(以下、略)</p>
---	---

「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達（令和 4 年 1 月 17 日付け 20220106 貿局第 1 号・輸出注意事項 2022 第 1 号）

改 正 案	現 行
<p>別紙 3 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付資料等</p> <p>第 1 役務取引許可申請に必要な書類</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>取引の事実を証する書類の写し(契約書、オーダーシート等) …… 1 通</u></p> <p>(7) <u>提供される技術等の再移転等を行わない旨の誓約書の写し …… 1 通</u> (削る)</p> <p>注 1～注 3 (略)</p> <p>注 4：<u>原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。</u></p> <p>注 5～注 8 (略)</p>	<p>別紙 3 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付資料等</p> <p>第 1 役務取引許可申請に必要な書類</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>取引の事実を証する書類(契約書、オーダーシート等) …… 1 通</u></p> <p>(7) <u>提供される技術等の再移転等を行わない旨の誓約書 …… 1 通</u></p> <p>(8) <u>(6)の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書(参考様式 4 参照) …… 1 通</u></p> <p>注 1～注 3 (略)</p> <p>注 4：<u>上記(6)の書類の原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は上記(8)の証明書を併せて提出するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。</u></p> <p>注 5～注 8 (略)</p>
<p>別紙 4 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の添付資料等</p> <p>第 1 申請に必要な書類</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>提供される技術等の再移転等を行わない旨の誓約書の写し（役務取引の場合に限る） …… 1 通</u> (削る)</p>	<p>別紙 4 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の添付資料等</p> <p>第 1 申請に必要な書類</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>提供される技術等の再移転等を行わない旨の誓約書（役務取引の場合に限る） …… 1 通</u></p> <p>(9) <u>(4)の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書(参考様式 4 参照) …… 1 通</u></p>

注1・注2（略）

注3：原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。

注4：上記(8)の書類に係る手続きについては、提出書類通達の「Ⅱの2.(1)及び(2)」に定めるところによる。

注5：上記(5)から(8)までの書類は必要に応じて添付すること。

注6：必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがある。

参考様式1～参考様式3（略）

（削る）

注1・注2（略）

注3：上記(4)の書類の原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は上記(9)の証明書を併せて提出するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。

注4：上記(8)の書類に係る手続きについては、提出書類通達の「Ⅱの2.(1)及び(2)」に定めるところによる。

注5：上記(5)から(8)までの書類は必要に応じて添付すること。

注6：必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがある。

参考様式1～参考様式3（略）

参考様式4

年 月 日

証 明 書

経 済 産 業 大 臣 殿

申請者

氏名又は名称及び代表者の

氏名

住所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

書類名及び書類番号等

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 案	現 行
<p>I・II（略）</p> <p>III 特定包括許可</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 特定包括許可の申請手続</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）申請に必要な書類</p> <p>（イ）～（ハ）（略）</p> <p>（ニ）継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・1通</p> <p>（注1）（5）の①c）又は②c）に該当する場合にあっては、（ニ）の書類として、一のプラントに係る取引の契約書（取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。（例えば：注文書等））を提出すること。</p> <p>また、<u>原本の写しを提出するものとする。</u></p> <p>（注2）（略）</p> <p>（ホ）需要者の誓約書</p> <p>① 特定包括輸出許可申請の場合</p> <p>提出書類通達様式2の誓約書・・・<u>原本の写し</u>1通</p> <p>② 特定包括役務取引許可申請の場合</p> <p>提出書類通達様式2の誓約書・・・<u>原本の写し</u>1通</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>6～10（略）</p> <p>IV（略）</p>	<p>I・II（略）</p> <p>III 特定包括許可</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 特定包括許可の申請手続</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）申請に必要な書類</p> <p>（イ）～（ハ）（略）</p> <p>（ニ）継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・1通</p> <p>（注1）（5）の①c）又は②c）に該当する場合にあっては、（ニ）の書類として、一のプラントに係る取引の契約書（取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。（例えば：注文書等））を提出すること。</p> <p>また、<u>原本の写し及び原本証明書を併せて提出するものとする。</u></p> <p>（注2）（略）</p> <p>（ホ）需要者の誓約書</p> <p>① 特定包括輸出許可申請の場合</p> <p>提出書類通達様式2の誓約書・・・<u>原本及び写し</u>1通</p> <p>② 特定包括役務取引許可申請の場合</p> <p>提出書類通達様式2の誓約書・・・<u>原本及び写し</u>1通</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>6～10（略）</p> <p>IV（略）</p>

<p>V 特定子会社包括許可</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 特定子会社包括許可の申請手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請に必要な書類</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(へ) 特定子会社の誓約書</p> <p>① 特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者となる場合 提出書類通達様式2の誓約書・・・<u>原本の写し</u>1通 注1)・注2) (略)</p> <p>② 特定子会社が輸入者又は取引の相手方となる場合 (当該特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者でない場合) 提出書類通達様式3の誓約書・・・<u>原本の写し</u>1通 注1)～注3) (略)</p> <p>(ト) 特定子会社に対する最終需要者等の誓約書 ((へ)の②の誓約書にサインした特定子会社が再販売・再輸出を行う最終需要者等が明らかな場合) 提出書類通達様式2の誓約書・・・<u>原本の写し</u>1通 注1)・注2) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 特定子会社包括許可の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の変更をしようとするときは、特定子会社包括許可を受けた者は、変更に係る次の書類を申請窓口に提出しなければならない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 特定子会社を追加しようとするとき。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤特定子会社の誓約書 (6 (3) (へ)に同じ)・・・<u>原本の写し</u>1通</p> <p>⑥・⑦ (略)</p>	<p>V 特定子会社包括許可</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 特定子会社包括許可の申請手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請に必要な書類</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(へ) 特定子会社の誓約書</p> <p>① 特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者となる場合 提出書類通達様式2の誓約書・・・<u>原本及び写し</u>1通 注1)・注2) (略)</p> <p>② 特定子会社が輸入者又は取引の相手方となる場合 (当該特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者でない場合) 提出書類通達様式3の誓約書・・・<u>原本及び写し</u>1通 注1)～注3) (略)</p> <p>(ト) 特定子会社に対する最終需要者等の誓約書 ((へ)の②の誓約書にサインした特定子会社が再販売・再輸出を行う最終需要者等が明らかな場合) 提出書類通達様式2の誓約書・・・<u>原本及び写し</u>1通 注1)・注2) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 特定子会社包括許可の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の変更をしようとするときは、特定子会社包括許可を受けた者は、変更に係る次の書類を申請窓口に提出しなければならない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 特定子会社を追加しようとするとき。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤特定子会社の誓約書 (6 (3) (へ)に同じ)・・・<u>原本及びその写し</u>1通</p> <p>⑥・⑦ (略)</p>
--	--

<p>(ハ) 最終需要者等を追加しようとするとき。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④最終需要者等の誓約書 (6 (3) (ト) に同じ)・・・<u>原本の写し</u>1通</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(ニ)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 特定子会社包括許可の更新</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 更新のための手続</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p>(チ) 特定子会社の誓約書 (6 (3) (ヘ) に同じ)・・・<u>原本の写し</u>1通</p> <p>(リ)・(ヌ) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(ハ) 最終需要者等を追加しようとするとき。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④最終需要者等の誓約書 (6 (3) (ト) に同じ)・・・<u>原本及び写し</u>1通</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(ニ)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 特定子会社包括許可の更新</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 更新のための手続</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p>(チ) 特定子会社の誓約書 (6 (3) (ヘ) に同じ)・・・<u>原本及びその写し</u>1通</p> <p>(リ)・(ヌ) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(以下、略)</p>
---	---

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 案				現 行			
別表4 提出書類一覧 1. 注意事項 (1)～(6) (略) 2. 【貨物 (別表1に対応)】 提出書類A～D 6 (略) 提出書類E 1 【武器のクレーム輸出】				別表4 提出書類一覧 1. 注意事項 (1)～(6) (略) 2. 【貨物 (別表1に対応)】 提出書類A～D 6 (略) 提出書類E 1 【武器のクレーム輸出】			
番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領	番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)				(略)			
注1・注2 (略)				注1・注2 (略)			
【武器のクレーム輸出以外】 <u>「武器のクレーム輸出以外の個別案件」については、様々な取引形態が考えられますので、確定的にはお示しできませんが、以下の1. から4. までに主な場合について、参考までに示します。これに該当しない取引 (5. を含む。) については安全保障貿易審査課にお問い合わせください。</u>				【武器のクレーム輸出以外】 <u>上記以外のケース (武器のクレーム輸出以外の個別案件) については、安全保障貿易審査課にお問い合わせのこと。</u>			
以下の1. から4. までに該当する場合は、運用通達の別表第3及び提出書類通達の別記1を参照しつつ、以下に掲げる書類を提出してください。ただし、その他、必要に応じて追加して書類の提出を求めることがあります。(【 】内は提出書類通達別記1の参照箇所です。)							
1. 防衛省・自衛隊を含む政府機関との契約に基づき武器を輸出する場合							

- ・輸出許可申請書 2通 運用通達別表第3
- ・申請理由書 (以下、1通ずつ) 運用通達別表第3
- ・契約書等の写し 【別記1 (イ)】
 - ※ 防衛省等から需要者(製造企業、ライセンス元企業等)までの関係企業間
全ての契約のつながりを示すもので、直接当該貨物の受け渡しに関与しない
仲介企業、代理店等も含めて必要となります。
 - ※ 契約の当事者、対象貨物、契約の目的及び送付先住所等の明示が必要です。
特に指示がない限り、それ以外の部分については、記載内容の省略やマスキ
ングをしても構いません。
- 例：契約書、注文書、注文請書、送付承諾書及び MOU(Memorandum Of
Understanding)等
- ・カタログ又は仕様書等の技術資料 【別記1 (エ)】(写真等、具体的なイメー
ジができるもの)
- ・需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料 【別記1 (オ)】(需要者自身
が発行した会社情報(署名が付されたものの写しに限る)、ホームページ、ア
ニュアルレポート又は登記情報等)
- ・需要者等の誓約書の写し
 - ※【別記1 (キ)】に準じて、①目的外使用しないこと、②第三者に移転しな
いこと、③目的終了後に返却又は破棄すること、の3要件が確認できるもの。
ただし、別の書類において確認できる場合は不要となります。
- ・貨物の価格が分かる資料(契約書等で価格がわからない場合に必要)
 - ※役務の提供の場合については、上記に加えて、提供技術説明書及び取引概要
説明書(役務通達別紙第3を参照)。
- 2. 外国から本邦企業が借り受けて一時的に輸入した「武器」について、使用目
的終了後に返却する場合(借用品の返却)
 - ・輸出許可申請書 2通 運用通達別表第3
 - ・申請理由書 (以下、1通ずつ) 運用通達別表第3
 - ・本邦へ輸入してから申請に至るまでの、当該貨物の保管経緯を説明する資料

※ 本邦において一切の加工、改造がなされていない旨を明示・証明できるよ
う、いつ、どこで、誰が当該貨物を保管、使用していたかを記載

・契約書等の写し 【別記1 (イ)】

※ 契約等の当事者、対象貨物、契約の目的及び返送先住所等の明示が必要で
す。特に指示がない限り、それ以外の部分については、記載内容の省略やマ
スキングをしても構いません。

・本邦で当該貨物を使用した実績を証明する書類

・本邦への輸入時の書類 【別記1 (チ)】

(インボイス(具体的な貨物情報の記載がない場合には、インボイスに加えて
パッキングリスト)、Airwaybill(又は船荷証券)及び輸入許可通知書の3点、
又は物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)第1条
(d)に規定するATAカルネ(通関手帳)のうち、日本への通関日や具体的な
貨物名、個数及び価格等が分かる部分)

3. 本邦で開催される展示会に出展するために一時的に輸入した「武器」につい
て、展示会終了後に返送する場合(展示会後の返送)

・輸出許可申請書 2通 運用通達別表第3

・申請理由書 (以下、1通ずつ)

※ 輸入、使用、輸出までの経緯又は予定、日本国内での加工・改造の有無を
明示してください。

・契約書等の写し 【別記1 (イ)】

※ 契約等の当事者、対象貨物、契約の目的及び返送先住所等の明示が必要で
す。特に指示がない限り、それ以外の部分については、記載内容の省略やマ
スキングをしても構いません。

※ 輸出者自身が最終需要者となる場合は不要です。

・本邦で当該貨物を使用する予定又は使用した実績を証明する書類

(展示会の案内状、パンフレット又は予定/使用状況を説明する資料等)

・本邦への輸入時の書類 【別記1 (チ)】

(インボイス(具体的な貨物情報の記載がない場合には、インボイスに加えて

パッキングリスト)、Airwaybill (又は船荷証券) 及び輸入許可通知書の3点、又は物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA条約) 第1条 (d) に規定するATAカルネ (通関手帳) のうち、日本への通関日や具体的な貨物名、個数及び価格等が分かる部分)

※ 輸入前に申請する場合は省略可能です。

4. 輸出する貨物が輸出令別表第1の1の項に該当するが、明らかに防衛装備移転三原則上の「武器」に該当しないと判断できる場合

- ・輸出許可申請書 2通 運用通達別表第3
- ・申請理由書 (以下、1通ずつ) 運用通達別表第3
- ・輸出許可・役務取引許可申請内容明細書 【別記1 (ア)】
- ・契約書等の写し 【別記1 (イ)】

※契約の当事者、対象貨物、契約の目的及び送付先住所等の明示が必要です。

特に指示がない限り、それ以外の部分については、記載内容の省略やマスキングをしても構いません。

- ・輸出令別表第1の記載項目との対比表 【別記1 (ウ)】
- ・カタログ又は仕様書等の技術資料 【別記1 (エ)】 (写真等、具体的なイメージができるもの)
- ・需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料 【別記1 (オ)】
(需要者自身が発行した会社情報 (署名が付されたものの写しに限る)、ホームページ、アニュアルレポート又は登記情報等)
- ・需要者等の誓約書の写し 【別記1 (カ)】
- ・貨物の価格が分かる資料 (契約書等で価格がわからない場合に必要)

5. 輸入通関前の防衛装備移転三原則上の「武器」に該当しない貨物を返送する場合

輸入しようとして日本に到着した輸入通関前の貨物を返送する場合も、返送する貨物が輸出令別表第1の1の項に該当する場合は経済産業大臣の許可が必要です。防衛装備移転三原則上の「武器」に該当しない貨物を返送する場合の手続については、安全保障貿易審査課まで問い合わせください。

提出書類E 2～TD 4 (略)

提出書類TE

【武器のクレーム提供】

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			

注1・注2 (略)

【武器のクレーム提供以外】

「武器のクレーム提供以外の個別案件」については、様々な取引形態が考えられますので、確定的にはお示しできませんが、以下に主な場合について、参考までに示します。これに該当しない取引については安全保障貿易審査課に問い合わせください。

以下1. に該当する場合は、役務通達の別紙第3及び提出書類通達の別記1を参照しつつ、以下に掲げる書類を提出してください。ただし、その他、必要に応じて追加して書類の提出を求めることがあります。(【 】内は提出書類通達別記1の参照箇所です。)

1. 防衛省・自衛隊を含む政府機関との契約に基づき武器技術を提供する場合

- ・役務取引許可申請書 2通 役務通達別紙第3
- ・申請理由書 (以下、1通ずつ) 役務通達別紙3
- ・契約書等の写し 【別記1 (イ)】

※ 防衛省等から需要者(製造企業、ライセンス元企業等)までの関係企業間全ての契約のつながりを示すもので、直接当該貨物の受け渡しに関与しない仲介企業、代理店等も含めて必要となります。

※ 契約の当事者、対象貨物、契約の目的及び送付先住所等の明示が必要です。特に指示がない限り、それ以外の部分については、記載内容の省略やマスキングをしても構いません。

例：契約書、注文書、注文請書、送付承諾書及び MOU(Memorandum Of Understanding)等

提出書類TE～TD 4 (略)

提出書類TE

【武器のクレーム提供】

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			

注1・注2 (略)

【武器のクレーム提供以外】

武器のクレーム提供以外の個別案件については、安全保障貿易審査課に問い合わせること。

<p>・提供技術説明書（カタログ又は仕様書等の技術資料）【別記1（エ）】</p> <p>・取引概要説明書 役務通達別紙3</p> <p>・需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料【別記1（オ）】（需要者自身が発行した会社情報（署名が付されたものの写しに限る）、ホームページ、アニュアルレポート又は登記情報等）</p> <p>・需要者等の誓約書の写し</p> <p>※【別記1（キ）】に準じて、①目的外使用しないこと、②第三者に移転しないこと、③目的終了後に返却又は破棄すること、の3要件が確認できるもの。 ただし、別の書類において確認できる場合は不要となります。</p> <p>・貨物の価格が分かる資料（契約書等で価格がわからない場合に必要）</p> <p>別表5・別表6（略）</p> <p>別記1</p> <p>（ア）～（コ）（略）</p> <p>（サ） 貨物の需要者の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況に係る資料</p> <p>様式6に従い、貨物の需要者（又は予定される需要者）の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況（申請年を除く過去3年間（暦年）の実績に加え、申請年の1月から可能な範囲で直近までを対象期間とする。）に関する資料を添付すること。</p> <p>（シ）～（ハ）（略）</p> <p>別記2 誓約書の記載要領</p> <p>1.・2.（略）</p> <p>3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合</p> <p>（イ）・（ロ）（略）</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）最終需要者の誓約書については、<u>当該誓約書の写しを1通提出してください。</u></p> <p>（注3）・（注4）（略）</p>	<p>別表5・別表6（略）</p> <p>別記1</p> <p>（ア）～（コ）（略）</p> <p>（サ） 貨物の需要者の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況に係る資料</p> <p>様式6に従い、貨物の需要者（又は予定される需要者）の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況（<u>過去3年間</u>）に関する資料を添付すること。</p> <p>（シ）～（ハ）（略）</p> <p>別記2 誓約書の記載要領</p> <p>1.・2.（略）</p> <p>3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合</p> <p>（イ）・（ロ）（略）</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）最終需要者の誓約書については、<u>当該誓約書の写し及び別記1（ナ）の原本証明書を各1通提出してください。</u></p>
--	---

(注5) 輸出した貨物及び提供した技術が当初の需要者等以外に再輸出・再販売等されたことを知ったときに経済産業省に報告・情報提供をする場合は、様式14の「需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等をしたことを把握したときの報告・情報提供について」を使用してください。ただし、移設検知装置を搭載した工作機械又は質量分析計（輸出令別表第1の2の項（32）に該当する質量分析計をいう。）（以下「工作機械等」という。）であって、当該移設検知装置が適正に動作している（工作機械等の移設等を検知し、当該工作機械等が使用できない状態となり、その状態が維持されていることをいう。）ことにより、再輸出・再販売等されたことを知った場合は、様式14の報告・情報提供の前に、Ⅲに基づく事前同意手続を行うことができます。この場合、Ⅲ. 1. に基づく事前同意手続を行う際に、移設検知装置が適正に動作していることを証する以下の全ての資料を添付して、安全保障貿易審査課あてに提出してください。Ⅲ. 1. に基づく事前同意手続により事前同意が得られた場合は様式14の報告・情報提供は不要とし、事前同意が得られなかった場合は、様式14の報告・情報提供が必要となります。

- ①工作機械等全体の外観写真（NC パネル（数値制御装置の制御画面）表示が見えるもの）
- ②移設検知装置の作動状況が確認できる写真（NC パネル（数値制御装置の制御画面）の表示が見えるもの）
- ③工作機械等のシリアルナンバー（製造番号）が確認できる写真（銘板が見えるもの）

(注6)・(注7) (略)

4. (略)

別記3 (略)

別記4

① (略)

②最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況に

(注3)・(注4) (略)

(注5) 輸出した貨物及び提供した技術が当初の需要者等以外に再輸出・再販売等されたことを知ったときに経済産業省に報告・情報提供をする場合は、様式14の「需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等をしたことを把握したときの報告・情報提供について」を使用してください。ただし、移設検知装置を搭載した工作機械であって、当該移設検知装置が適正に動作している（工作機械の移設等を検知し、当該工作機械が使用できない状態となり、その状態が維持されていることをいう。）ことにより、再輸出・再販売等されたことを知った場合は、様式14の報告・情報提供の前に、Ⅲに基づく事前同意手続を行うことができます。この場合、Ⅲ. 1. に基づく事前同意手続を行う際に、移設検知装置が適正に動作していることを証する以下の全ての資料を添付して、安全保障貿易審査課あてに提出してください。Ⅲ. 1. に基づく事前同意手続により事前同意が得られた場合は様式14の報告・情報提供は不要とし、事前同意が得られなかった場合は、様式14の報告・情報提供が必要となります。

- ①工作機械全体の外観写真（NC パネル（数値制御装置の制御画面）表示が見えるもの）
- ②移設検知装置の作動状況が確認できる写真（NC パネル（数値制御装置の制御画面）の表示が見えるもの）
- ③工作機械のシリアルナンバー（製造番号）が確認できる写真（銘板が見えるもの）

(注6)・(注7) (略)

4. (略)

別記3 (略)

別記4

① (略)

関する報告の例

(イ) 輸出許可の場合

「申請者は、12月末日における買主による貨物の保管、再販売又は再輸出（以下「再輸出・再販売」という。）の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（ただし、本輸出許可証が対象とするすべての貨物等の残数量が無くなった場合については、次回以降の状況報告は不要とする。）。また、申請者は、買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(ロ) 役務取引許可の場合

「申請者は、12月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（ただし、本役務取引許可証が対象とするすべての技術等の残数量が無くなった場合については、次回以降の状況報告は不要とする。）。また、申請者は、取引の相手方による技術の保管、再提供の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(注1) (略)

(注2) 削除

(注3) 削除

②最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況に関する報告の例

(イ) 輸出許可の場合

「申請者は、6月末日における買主による貨物の保管、再販売又は再輸出（以下「再輸出・再販売」という。）の状況を翌月末日までに、12月末日における買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（第1回報告期限 年 月末日）。また、申請者は、買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(ロ) 役務取引許可の場合

「申請者は、6月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌月末日までに、12月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（第1回報告期限 年月末日）。また、申請者は、取引の相手方による技術の保管、再提供の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(注1) (略)

(注2) 当該貨物等に対して安全保障貿易審査課が発給した輸出許可証が対象とするすべての貨物等の残量数が無くなった場合については、次回以降の状況報告は不要となります。

(注3) 1月から6月までに輸出許可等を受けた貨物又は技術の保管、再輸出・再販売等の状況の第1回の報告については、その年の12月末日における状況の報告とし、7月から12月までに輸出許可等を受けた貨物又は

(注4) (略)

③～⑦ (略)

別記5 (略)

様式1 (略)

(この様式は経済産業省が作成したものであり、
最終仕向国の最終需要者が記入するものである。)

様式2

供給者名(日本の輸出者名)

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

(a)	輸出者名		
(b)	買主名		
(c)	買主の住所	(国名)	
(d)	荷受人名		
(e)	荷受人の住所	(国名)	
(f)	最終需要者名		
(g)	最終需要者の住所	(国名)	
(h)	貨物等の使用場所 (g)と異なる場合	(国名)	

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明

(b)

数量／重
量

技術の保管、再輸出・再販売等の状況の第1回の報告については、翌年の6月末日における状況の報告とします。

(注4) (略)

③～⑦ (略)

別記5 (略)

様式1 (略)

様式2

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者が記入するものである。)

供給者名

(日本の輸出者名)

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

(a) 輸出者名 _____

(b) 買主名 _____

(c) 買主の住所 _____

(d) 荷受人名 _____

(e) 荷受人の住所 _____

(f) 最終需要者名 _____

(g) 最終需要者の住所 _____

(h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合) _____

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明（例：製造者名 / 型, 等級, 種類, シリアルナンバー）

(b) 数量／重量

貨物等名	例：製造者名 / 型, 等級, 種類, シリアルナンバー	数量/重量	単位

(c)

契約番号		契約の署名日	
------	--	--------	--

第3節：誓約事項

(a) 第2節で示した貨物等の用途は、

--

です。

(b) 上記の貨物等及び/又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び/又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。

(c) 上記の貨物等は第1節に記す最終需要者以外は使用せず、

(最終仕向国)

にとどまります/で費消されます。

(d) 我々(私)は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第3節：誓約事項

(a) 第2節で示した貨物等の用途は次のとおりです。 _____

(b) 上記の貨物等及び/又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び/又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。

(c) 上記の貨物等は第1節に記す最終需要者以外は使用せず、(最終仕向国)にとどまります/で費消されます。

(d) 我々(私)は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された(日本の輸出者名)の書面による事前同意を得ます。

	(日本 の輸出 者名)		の書面による事前同意を得ます。
(e)	(上記の貨 物等が技術 を含む場合	(署名者に よる手書 チェック)	はい)、当該技術を対外秘のもの として厳格に取扱います。
(f)	追加的な誓約 事項等： <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>		
(g)	上記の貨物等の所有権・使用权は、やむを得ない事情がある場合に限り、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者／社に移転されるものとします。		
(h)	(署名者 による 手書き チェック)		我々(私)は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の 内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名	
会社／組織名	
(ブロック体で) 署名者の名前	署名者の肩書き
日付	

(e) (上記の貨物等が技術を含む場合 はい)、当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。

(f) 追加的な誓約事項等: _____

(g) 上記の貨物等の所有権・使用权は、やむを得ない事情がある場合に限り、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者／社に移転されるものとします。

(h) 我々(私)は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社／組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名（太枠部分）を行うこと)

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の買主又は荷受人が記入するものである。)

様式 3

(※最終需要者が確定していない場合に用いる。)

日本の輸出者名

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

(a)	輸出者名			
(b)	買主名			
(c)	買主の住所		(国名)	
(d)	荷受人名			
(e)	荷受人の住所		(国名)	
(f)	販売業者の名称			
(g)	販売業者の住所		(国名)	
(h)	貨物等の保管場所 ((g)と異なる場合)		(国名)	

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明（例：製造者名／型、等級、種類、シリアルナンバー） (b) 数量／重量

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の買主又は荷受人が記入するものである。)

様式 3

(※最終需要者が確定していない場合に用いる。)

日本の輸出者名

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

(a) 輸出者名 _____

(b) 買主名 _____

(c) 買主の住所 _____

(d) 荷受人名 _____

(e) 荷受人の住所 _____

(f) 販売業者の名称 _____

(g) 販売業者の住所 _____

(h) 貨物等の保管場所 ((g)と異なる場合) _____

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明（例：製造者名 / 型、等級、種類、シリアルナンバー） _____

(b) 数量／重量 _____

_____ / _____

_____ / _____

貨物等名	例：製造者名 / 型、 等級、種類、シリアル ナンバー	数量 / 重量	単位

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第3節：誓約事項

- (a) 第2節で示した貨物等は第1節で指定した場所で厳重に保管します。
- (b) 上記の貨物等及び／又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又はIAEA保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。
- (c) 上記の貨物等は _____ (最終仕向国)にとどまります／で費消されます。
- (d) 我々（私）は、上記の貨物等を経済産業省から義務を課された _____ (日本の輸出者名)の事前同意なく所有権・使用権を国内の第三者に移転しません。
 第2節で示した貨物等は _____ にのみ販売され、 _____ に使用されます。
- (e) 我々（私）は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、(d)で示した輸出者の書面による事前同意を得ます。
- (f) (上記の貨物等が技術を含む場合—はい)、当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱い

(c) 契約番号 _____ 契約の署名日 _____

第3節：誓約事項

- (a) 第2節で示した貨物等は第1節で指定した場所で厳重に保管します。
- (b) 上記の貨物等及び／又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又はIAEA保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限ります。
- (c) 上記の貨物等は _____ (最終仕向国) _____ にとどまります／で費消されます。
- (d) 我々（私）は、上記の貨物等を経済産業省から義務を課された _____ (日本の輸出者名) _____ の事前同意なく所有権・使用権を国内の第三者に移転しません。
第2節で示した貨物等は _____ にのみ販売され、 _____ に使用されます。

(e) 我々（私）は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、(d)で示した輸出者の書面による事前同意を得ます。

(f) (上記の貨物等が技術を含む場合) (署名者による手書チェック) はい、当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。

(g) 追加的な誓約事項等：

--

(h) 上記の貨物等の所有権・使用权は、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者／社に移転されるものとします。

(i) (署名者による手書チェック) 我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社／組織名

(ブロック体で) 署名者の名前

署名者の肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名（太枠部分）を行うこと)

ます。

(g) 追加的な誓約事項等：

(h) 上記の貨物等の所有権・使用权は、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者／社に移転されるものとします。

(i) 我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社／組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者又は荷受人が記入

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者又は荷受人が記入するものである。)

様式 4

するものである。)

様式 4

供給者名

(日本の輸出者名)

供給者名(日本の輸出者名)

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

(a)	輸出者名		
(b)	買主名		
(c)	買主の住所	(国名)	
(d)	荷受人名		
(e)	荷受人の住所	(国名)	
(f)	最終需要者名		
(g)	最終需要者の住所	(国名)	
(h)	貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合)	(国名)	
(i)	保管者の名称及び場所 ((g)と異なる場合)	(国名)	

第1節：関係者

(a) 輸出者名 _____

(b) 買主名 _____

(c) 買主の住所 _____

(d) 荷受人名 _____

(e) 荷受人の住所 _____

(f) 最終需要者名 _____

(g) 最終需要者の住所 _____

(h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合) _____

(i) 保管者の名称及び場所 ((g)と異なる場合) _____

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明（例：製造者名／製品名，化学薬品名，濃度）

(b) 数量／重量

貨物等名	例：製造者名 / 製品名，化学薬品 名，濃度	数量／重量	単位

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明（例：製造者名 / 製品名，化学薬品名，濃度）

(b) 数量／重量

/
/
/
/
/
/

(c) 契約番号		契約の署名日	
----------	--	--------	--

第3節：誓約事項

(a) 第2節の貨物等は、専ら平和的な研究、医療、製薬又は防護目的のもと、特に次に示す用途にのみ使用されます。

--

(b) 上記の貨物等及びその貨物等及び／又はその複製を含む混合物は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は I A E A 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。

(c) 上記の貨物等は第1節に記す最終需要者以外は使用せず、

(最終 仕向 国)	
-----------------	--

にとどまります／で費消されます。

(d) 我々（私）は、上記の貨物等を第三国又は第三者へ再輸出・再移譲しません。

(e) 追加的な誓約事項等：

--

(f) (署名者による手書チェック) 我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第3節：誓約事項

(a) 第2節の貨物等は、専ら平和的な研究、医療、製薬又は防護目的のもと、特に次に示す用途にのみ使用されます。

(b) 上記の貨物等及びその貨物等及び／又はその複製を含む混合物は、大量破壊兵器の設計、製造及び／又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は I A E A 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。

(c) 上記の貨物等は第1節に記す最終需要者以外は使用せず、
(最終仕向国)にとどまります／で費消されます。

(d) 我々（私）は、上記の貨物等を第三国又は第三者へ再輸出・再移譲しません。

(e) 追加的な誓約事項等：

(f) 我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社／組織の代表者又は権限委任された者の署名	
会社／組織名	
(ブロック体で) 署名者の名前	署名者の肩書き
日付	

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名（太枠部分）を行うこと）

様式 5（略）
様式 6

需要者の当該貨物の調達実績

暦年	数量 (kg)	国 別 内 訳		備 考
		国 名	数 量	
(申請年の3年前の年) 年				
(申請年の前々年) 年				
(申請年の前年) 年				

会社／組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

様式 5（略）
様式 6

需要者の当該貨物の調達実績(過去3年間)

暦年	数量 (kg)	国 別 内 訳		備 考
		国 名	数 量	

(申請年) 年 (1月ー 月)				
--------------------------	--	--	--	--

需要者の最終製品の生産状況

暦年	生産量 (kg, t)	当該貨物の使 用量	原単 位	備 考
(申請年の3年 前の年) 年				
(申請年の前々 年) 年				
(申請年の前年) 年				
(申請年) 年 (1月ー 月)				

需要者の最終製品の生産状況(過去3年間)

暦年	生産量 (kg, t)	当該貨物の使用 量	原単 位	備 考

<記載に際しての注意事項>

- ・申請年を除く過去3年間（暦年）の実績に加え、申請年の1月から可能な範囲で直近までの調達実績・生産状況を記載してください。
- ・日本からの調達実績があり、申請者以外からも調達を行っている場合には、申請者と申請者以外の数量をわけて記載してください。なお、審査に必要と判断された場合には、調達数量について、申請書の許可数量、実際に出荷した数量、需要者の在庫数量の関係についての詳細を求める場合がありますので、予めこれらの情報を入手しておくよう努めてください。
- ・調達実績数に申請者が当該需要者向けに輸出した数量が含まれている場合は、申請年の備考欄には、調達実績数に紐づく申請者が過去取得した輸出許可番号を記載してください。許可された量と実際の輸出量に齟齬がある場合は、実際の輸出量と齟齬の理由も記載してください。なお、備考欄に書き切れない場合は、用紙の空いた部分や別紙に記載してください。
- ・「生産量」、「当該貨物の使用量」が、前年度に比べ大きく増減した場合には、その理由について、詳細に聞き取り、備考欄に記載してください。なお、備考欄に書き切れない場合は、用紙の空いた部分や別紙に記載してください。
- ・提出資料では、この注意事項の記載部分は削除して、追記用の場所として使用して結構です。